

(別表)

大阪市留守家庭児童対策事業実施承認申請にかかる審査項目

必須 要件	大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び留守家庭児童対策事業補助金交付要綱第4条に規定する「交付要件」を満たす事業（以下、「事業」）が実施されていること
----------	--

No	審査項目
1	本市において、放課後児童健全育成事業を実施承認申請書提出年度の12月31日時点で3ヶ月以上実施している。
2	本市において、放課後児童健全育成事業の類似の事業を実施承認申請書提出年度の12月31日時点で3ヶ月以上実施している。 ※類似の事業とは、放課後児童健全育成事業と同様の育成支援を行っているが、届け出を行っていないものをいい、スポーツ教室、習い事等を行う事業は対象としない
3	事業実施場所が、留守家庭児童対策事業の対象となる放課後児童健全育成事業を実施している事業所（放課後児童クラブ）が3事業所以下の区である。
4	事業実施主体が、法人または任意団体（保護者会、運営委員会）である。 ※運営委員会とは、保護会、自治会長等地域関係者により組織されている団体をいう
5	実施承認申請時点で、1か月の勤務時間が92時間以上の放課後児童支援員が3名以上である。 ※在籍には、補助事業開始年度の4月1日から育成支援業務に従事する雇用契約が確認できる場合を含む
6	補助事業開始時点において、医療的ケアの必要な児童が利用登録し、看護師、准看護師、保健師、助産師または医療的ケアの専門的知識を有する者を追加で配置し、受け入れマニュアルが整備されている。
7	補助事業開始時点において、障がいのある児童の利用の有無に関わらず、障がいのある児童を受入れるために職員を配置基準から更に追加で配置している。 ※追加で配置する職員は、補助事業開始以降、本市の認める研修を受講することが必要
8	補助事業開始年度の4月1日から、平日19時を超えて開所している。 ただし、児童の利用申し込みが確認できる場合に限る
9	事業実施場所の専用区画面積の9割を1.75m ² で除した数値（小数点以下切り捨て）が、30以上である。
10	実施承認申請時点において、事業概要について掲載した事業所のホームページを公開している。 ※開所が補助事業開始年度の4月1日である場合は、事業開始の予告内容も可とする

(備考)

■大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び留守家庭児童対策事業補助金交付要綱第4条に規定する補助金の交付要件を満たしているか審査し、実施承認の可否について決定する。

■申請が多数あった場合は、実施承認申請にかかる事業開始年度の予算の範囲内で、上記の項目について審査し実施事業者（補助対象事業者）の承認決定を行う。

■実施承認の決定後、申請内容に虚偽があった場合、補助金交付申請時に実施承認申請の内容と相違が認められた場合は、実施承認決定を取り消す場合がある。